

登別市浄水場等維持管理業務包括委託
公募型プロポーザル
実施要領

令和8年9月

登別市

目 次

1 業務概要.....	1
(1) 委託名称.....	1
(2) 対象施設及び履行場所.....	1
(3) 委託範囲.....	1
(4) 委託期間.....	1
(5) 提案上限額.....	1
(6) 担当グループ.....	1
(7) 最優秀提案者（受注候補者）審査の概要.....	1
2 受注候補者選定のスケジュール.....	2
3 参加資格.....	2
(1) 参加者の構成等.....	2
(2) 参加者の資格要件.....	3
4 現場見学等の手続き.....	4
(1) 現場見学参加申込手続き.....	5
(2) 資料閲覧.....	5
5 質問書の提出手続き等.....	5
(1) 提出方法.....	5
(2) 提出期限.....	5
(3) 質問に対する回答.....	6
6 参加資格の確認.....	6
(1) 参加意向申出書等の交付場所及び交付方法等.....	6
(2) 提出方法.....	6
(3) 提出期限.....	6
(4) 提出書類.....	7
(5) 参加意向申出書等の作成及び提出上の注意事項.....	7
(6) 一次審査.....	8
7 業務提案書類の提出.....	8
8 二次審査.....	8
(1) 実施方法.....	8
(2) 実施日及び実施場所.....	9
(3) 選定基準.....	9
(4) 最優秀提案者（受注候補者）の選定.....	9
(5) 結果の公表及び通知.....	9
(6) プレゼンテーションの延期について.....	9
9 契約に関する基本事項.....	9
(1) 契約の締結.....	9
(2) 契約書の作成.....	10
10 その他の事項.....	10

この実施要領（以下、「本書」という。）は、登別市（以下、「発注者」という。）が発注する「登別市浄水場等維持管理業務包括委託」（以下、「本委託業務」という。）の募集及び選定を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。本書は、別添の以下の書類と一体をなすものである（本書を含めて、以下、「実施要領等」という。）。

- ①実施要領
- ②要求水準書
- ③選定基準
- ④契約書（案）

1 業務概要

（１）委託名称

登別市浄水場等維持管理業務包括委託

（２）対象施設及び履行場所

登別温泉浄水場、幌別浄水場、高区配水池、中区配水池、低区配水池、柏木配水池、幌別配水池、千歳配水池、千歳ポンプ場、千歳バイパス弁室、若草第１配水池、美園ポンプ場、美園配水池、富岸増圧ポンプ場、若草第２配水池、栄町配水弁室、柏木減圧弁室、栄町水質自動測定装置、富岸自動捨水装置

（３）委託範囲

本委託業務の対象となる業務は要求水準書に記載のとおりである。

（４）委託期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日

（５）提案上限額

金 ８５４，１５０，０００円（５か年の合計額）
（消費税及び地方消費税の額を含まない）

（６）担当グループ

登別市都市整備部水道室水道グループ

住 所：〒０５９－８７０１ 登別市中央町６丁目１１番地

電 話：０１４３－８５－５５１０

Email：koumu2@city.noboribetsu.lg.jp

（７）最優秀提案者（受注候補者）審査の概要

①名称：登別市浄水場等維持管理業務包括委託公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）

②方式：公募型プロポーザル方式とし、審査は２段階で行う。

【一次審査】

参加意向申出書等の書類審査を行い、参加資格要件に適合する参加者を選定する。

【二次審査】

一次審査により選定されたプロポーザル提案者を対象に、提出された業務提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、登別市浄水場等維持管理業務包括委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において採点した合計点の一番高得点の者を最優秀提案者（受注候補者）として選定する。

2 受注候補者選定のスケジュール

項目	日程
実施要領等公表	令和8年9月25日（金）
現場見学参加申込	令和8年9月25日（金） ～令和8年10月2日（金）
現場見学・資料閲覧	令和8年9月30日（水） ～令和8年10月6日（火）
質問受付	令和8年9月25日（金） ～令和8年10月15日（木）
質問回答	令和8年10月30日（金）
参加意向申出書等提出期限	令和8年11月10日（火）
一次審査結果通知	令和8年11月17日（火）
業務提案書等提出期限	令和8年11月25日（水）
二次審査	令和8年12月15日（火）
二次審査結果通知	令和8年12月21日（月）
二次審査結果公表	令和8年12月25日（金）
契約予定時期	令和9年1月以降
契約期間	契約締結日から令和14年3月31日まで （契約締結日から令和9年3月31日までは引継期間、 令和9年4月1日から令和14年3月31日までは 業務履行期間とする。）

3 参加資格

（1）参加者の構成等

① 参加者の構成

参加者は、単独企業又は共同企業体とする。共同企業体を構成する企業（以下、「構成員」という。）は、2社以上、最大5社までとする。なお、共同企業体は、本委託業務の実施に関して、各構成員が適切な役割を担うものとする。

② 共同企業体の参加構成

ア 出資比率

共同企業体の構成員の出資比率については、次のとおりとする。

- ・ 2社の場合30%以上

- ・ 3 社の場合 2 0 % 以上
- ・ 4 社の場合 1 5 % 以上
- ・ 5 社の場合 1 0 % 以上

イ 代表企業要件

共同企業体の代表企業は、構成員のうち、3（2）②に該当し、構成員のうち最大の業務遂行能力を有する者とし、代表企業の出資比率は構成員中最大であるものとする。

ウ 発注者との交渉窓口

発注者との交渉窓口となる者は、共同企業体の代表企業とすること。

エ 構成員の権利義務の制限

- ・ 構成員は、本委託業務について参加する他の共同企業体に参加することはできない。
- ・ 構成員は、本委託業務についてこの企業体と別に参加することはできない。
- ・ 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。
- ・ 構成員は、共同企業体協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはいけない。

③ 構成員の変更

参加意向申出書類等の受付締切日以降は、構成員の変更は認めない。

（2）参加者の資格要件

① 共通の資格要件

単独企業又は構成員は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次の要件を満たすこと。

- ・ 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 7 年 3 月制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ・ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は再生手続中でないもの。
- ・ 国税、都道府県税及び市町村税に未納の税額がないこと。
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- ・ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- ・ 本委託業務のアドバイザー業務を受託した者（株式会社 N J S 及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 3 0 9 条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、又はその出資の総額 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

② 単独企業又は代表企業に関する要件

単独企業又は代表企業は、次の要件のすべてを満たすこと。

- ・ 登別市競争入札等参加資格有資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。なお、登別市競争入札等参加資格有資格者名簿（業務委託）に登載されていない者が審査に参加する場合は、登別市物品等に係る競争入札等（小規模修繕を含む）参加資格審査申請をし、参加意向申出書等提出期限（令和8年11月10日）の前日までに登録を完了していること。
- ・ 過去10年以内に、水道法（昭和32年法律第77号）における浄水施設で以下の実績（参加意向申出書等提出期限日現在で履行を継続中の業務も含む。）を有すること。なお、この業務実績は、単独企業としての実績だけでなく、共同企業体の構成員又は組合の構成員としての実績も含む。
 - 急速ろ過施設：計画浄水量 2,500m³/日以上で、運転管理業務を複数年履行した実績。
 - 膜ろ過施設：計画浄水量 2,500m³/日以上で、保守点検業務を履行した実績。
- ・ 要求水準書に示す業務実施に必要な資格者を配置でき、現場業務を総括する総括責任者として、また、副総括責任者として、次に示す資格者を契約締結日までに直接的に雇用し、本委託業務に配置できること。
 - 総括責任者：運転管理、保守管理及び水質管理などの業務に関する高度な技術と知識を持っており、業務全体を総括する管理能力がある者で、水道浄水施設管理技士2級以上の有資格者で、膜ろ過施設の知識を有し、急速ろ過施設の運転管理実績を1年以上有している者。
 - 副総括責任者：総括責任者を補佐及び代行でき、水道浄水施設管理技士3級以上の有資格者（又は発注者が3級相当以上と認める者）で、各業務の責任者として対応ができる能力を有している者。

③ 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加意向申出書等提出期限日とする。

④ 参加資格確認後の資格喪失の取扱い

参加資格が確認された単独企業又は構成員が、参加意向申出書等提出期限日後に参加資格を欠くにいたった場合、当該単独企業又は共同企業体は失格とする。

4 現場見学等の手続き

(1) 現場見学参加申込手続き

現場見学の希望がある場合は、次のとおり提出すること。

① 提出方法

現場見学参加申込フォームに直接入力することにより行うものとする。

現場見学参加申込フォームアドレス

URL: <https://logoform.jp/form/szZL/1602830>

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

② 提出期限

令和8年9月25日（金）から 令和8年10月2日（金）17時00分 まで

③ 現場見学期間

令和8年9月30日（水）から 令和8年10月6日（火）17時00分 まで

(2) 資料閲覧

本委託業務に関する資料閲覧を次の要領で行う。

① 閲覧可能資料

閲覧が可能な資料は表 1に示すとおりであり、データを収納した CD/DVD を提供する。

表 1 閲覧可能資料

番号	名称	備考
1	運転管理月報・日報記載例	令和5年4月以降
2	水量実績値等	令和3～7年度
3	水質検査計画（水質検査結果）	令和7～8年度（令和4～7年度）
4	各種費用実績	令和5～7年度※一部費用は、1又は2か年度分 （ユーティリティ（電力、薬品、燃料、下水道、通信）費、 委託費、修繕費、備消耗品費）
5	委託業務仕様書等	令和7年度又は令和8年度
6	薬品仕様（ADS）	—
7	委託対象施設平面図	—
8	認可申請書	令和2年3月
9	運転管理マニュアル	—

5 質問書の提出手続き等

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

次の質問フォームに直接入力することにより行うものとする。

質問フォームアドレス

URL： <https://logoform.jp/form/szZL/1603716>

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和8年10月15日（木）17時00分 まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年10月30日（金）までに、質問を行った法人名等は伏せたうえで、登別市公式ウェブサイトにて公表する。

6 参加資格の確認

参加希望者は、次のとおり参加意向申出書等を提出しなければならない。なお、期限までに参加意向申出書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の交付場所及び交付方法等

① 交付場所及び交付方法

登別市公式ウェブサイトから直接ダウンロードする方法による。

URL : <https://www.city.noboribetsu.lg.jp/article/2026063000076/>

② 交付開始

令和8年9月25日（金）から

(2) 提出方法

参加意向申出書等提出フォームから提出書類（PDF 形式とする。）をアップロードすることにより行うものとする。

参加意向申出書等提出フォームアドレス

URL : <https://logoform.jp/form/szZL/1603675>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年11月10日（火）17時00分

(4) 提出書類

提出書類は表 2 に示すとおりである。

表 2 参加意向申出時の提出書類（○は提出が必要な書類）

提出書類	単独企業	共同企業体		留意事項
		代表企業	その他の構成員	
参加意向申出書	○	○	—	様式第1号
登記事項証明書	—	—	○	公告日以降に交付されたもの
定款	—	—	○	最新のものを提出すること
直近決算年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細	○	○	○	会社法（平成17年法律第86号）第4353条2項に規定されたもの
国税に係る納税証明書	○	○	○	直近1ヶ年度分の納税証明書「その3の3」を提出すること
都道府県税に係る納税証明書	○	○	○	本店所在地の直近1ヶ年度分の都道府県税に係る納税証明書
市町村税に係る納税証明書	○	○	○	本店所在地の直近1ヶ年度分の市町村税に係る納税証明書
過去10年以内に、水道法における浄水施設で、計画浄水量 2,500m ³ /日以上である、急速ろ過施設の運転管理業務実績及び膜ろ過施設の保守点検実績	○	○	—	代表企業が提出すること それぞれの実績を確認できる契約書、要求水準書等の写し（1件以上）
総括責任者及び副総括責任者の経歴を証明する書類及び配置予定有資格者	○	○	—	様式第2-1号、様式第2-2号 在席証明書など雇用関係を確認できる書類の写しを添付のこと
共同企業体協定書	—	○	—	

※本委託業務の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき適正に管理し、本委託業務の実施のために利用します。

(5) 参加意向申出書等の作成及び提出上の注意事項

参加意向申出書等の提出期限以後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

参加意向申出書等の提出後に辞退する場合は、令和8年11月11日（水）17時00分までに、理由を付した辞退届（様式第3号）を電子メールにより担当グループまで提出すること。

(6) 一次審査

参加意向申出書等を審査し、本書の参加資格要件に該当するか確認する。

審査結果は、令和8年11月17日（火）までに全ての参加希望者へ通知する。なお、業務提案者とならなかった者は、結果の通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、電子メールにより担当グループまで書面（任意様式）を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

7 業務提案書類の提出

表 3に示す書類（以下、「業務提案書類」という。）を提出すること。

表 3 業務提案書等の提出書類

提出書類		様式	留意事項
業務提案書提出届		様式第4号	・様式に記載している事項に従い記述しPDF形式で提出すること。
業務提案書	業務提案書（表紙）	様式第5号	・様式に記載している事項に従い記述しPDF形式で提出すること。 ・文字サイズは10ポイント以上とする。ただし、図表中の文字サイズはこの限りでない。 ・文字数の制限は設けないが、頁数については、各様式の記載以内とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。 ・事業者が特定できるような表現は用いないこと。
	業務実施体制	様式第6-1号	
	担当予定従業者の資格・経験	様式第6-2号	
	受注実績	様式第6-3号	
	提案コンセプト及び実施方針	様式第6-4号	
	維持管理の効率化及び業務改善に関する提案	様式第6-5号	
	大雨等の豪雨時など及び緊急時に関する提案	様式第6-6号	
	地元貢献に関する提案	様式第6-7号	
	その他の提案	様式第6-8号	
本委託業務における提案額		様式第7号	・様式に記載している事項に従い記述しPDF形式で提出すること。 ・根拠資料等はExcelファイル形式で提出すること。
提案額内訳書		様式第8号＋任意様式	

① 提出方法

業務提案書等のフォームから提出書類（PDF形式又はExcelファイル形式とする。）をアップロードすることにより行うものとする。

業務提案書等の提出フォームアドレス

URL： <https://logoform.jp/form/szZL/1603700>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

② 提出期限

令和8年11月25日（水）17時00分

8 二次審査

業務提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ・プレゼンテーションは非公開で行う。
 - ・プレゼンテーションは業務提案者ごとに行い、持ち時間は20分とし、その後ヒアリングを30分程度実施する。
 - ・プレゼンテーションは、提出された業務提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。
 - ・業務提案者から委員会への質問は一切認めない。
 - ・プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは業務提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。
- ※ プロジェクター及びスクリーンは発注者が用意する。

- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者は、5名以内とする。
- ・説明者は、企業等を特定することができる服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。
- ・欠席をした場合は、業務提案書等の審査、評価及び選定から除外する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査の開始時刻等は、後日通知する。

（2）実施日及び実施場所

① 実施日

令和8年12月15日（火）

② 実施場所

登別市役所本庁舎（登別市中央町6丁目11番地）

（3）選定基準

委員会の各委員は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、評価基準に基づき、各委員200点満点で採点する。

（4）最優秀提案者（受注候補者）の選定

委員会は、二次審査における各委員の評価点を合計し、合計得点が最も高い者を最優秀提案者（受注候補者）に選定する。この場合において、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。なお、業務提案者が1者の場合でも審査することとする。

（5）結果の通知及び公表

発注者は、受注候補者を選定したときは、令和8年12月21日（月）までに業務提案者全員に対し、審査の結果及び評価の内容について通知するとともに、令和8年12月25日（金）までにその結果を登別市公式ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、受注候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、電子メールにより担当グループまで書面（任意様式）を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

（6）プレゼンテーションの延期について

プレゼンテーションを延期する場合は、次のとおりとする。この場合、業務提案者が損害を受けることがあっても、発注者は、その賠償の責を負わない。

- ・談合情報などの不正行為に準ずる行為があった場合又はその疑いがあると認められたとき。
- ・天災その他やむを得ない理由により、公正なプレゼンテーションが行えないと認められるとき。

9 契約に関する基本事項

（1）契約の締結

発注者は、提案内容を踏まえ、受注候補者と協議を行い、見積書を徴取し随意契約により契約を締結する。また、受注候補者が次に掲げる事項に該当する場合は、次点者と協議を行い、

協議が整った場合に、次点者と契約を締結することができる。

- ・交渉が不調に終わった場合
- ・地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合
- ・業務提案時の提案額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があった場合
- ・その他の理由により契約ができなかった場合

(2) 契約書の作成

契約書（案）を基に、契約書を作成するものとする。

10 その他の事項

- ・本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、担当グループとする。
- ・現場見学、提出書類の作成及び提出並びに第二次審査の参加等に関する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出書類は、返却しない。
- ・最優秀提案者（受注候補者）の提出書類は、公表する場合がある。
- ・提出書類は、参加者に無断で審査目的以外に使用しない。
- ・提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- ・提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は発注者に帰属する。
- ・発注者は、参加者から提出された提案書等について、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）の規定による請求に基づき、公開することがある。
- ・提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て参加者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- ・本プロポーザルについて、参加者が1者の場合であっても、委員会において業務提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。